

令和5年度 いじめ防止対策実施計画

開催時期	対応策	内 容	通年
4月	学校基本方針を教職員、保護者に周知する。	いじめ防止対策の学校基本方針について →教職員へは、年度初めの会議等で連絡する PTA総会・ホームページ等で知らせる	いじめを未然に防ぐために以下のことに取り組む ① 道徳教育等の推進 ② 子どもの自主的活動の場の設定
5月	学校生活アンケート1回目 (児童生徒・保護者)	いじめの早期発見を狙い、アンケート実施、事後フォロー。	
5月 (アンケート実施後、 該当児童生徒がいた場合)	各 学 部	情報収集 児童生徒や保護者への聞き取りを実施、状況を把握する。	また、早期発見のために普段から児童生徒の様子を把握することに努める。 ・日々の行動観察 ・家庭との情報交換 ・懇談会・面談等 ・放課後デイサービス等福祉機関との情報交換 ・地域・他校・関係機関との情報交換
		各学部の生徒指導会議 (学部主事・学年主任・ 生徒指導課員(人権担当)) いじめが疑われる案件についてその対応策を検討する。	
6月	人権推進委員会 ※企画会のはじめに実施	聞き取り情報の共有 いじめ事案の指導方針決定と共通理解	
11月	学校生活アンケート2回目 (児童生徒・保護者)	いじめの早期発見を狙い、アンケート実施、事後フォロー。 第1回アンケート後の様子について聞く	
11月 (アンケート実施後、 該当児童生徒がいた場合)	各 学 部	情報収集 児童生徒や保護者への聞き取りを実施、状況を把握する。	
		各学部の生徒指導会議 (学部主事・学年主任・ 生徒指導課員(人権担当)) いじめが疑われる案件についてその対応策を検討する。 第2回アンケート後の対策について評価する。	
1月	人権推進委員会 ※企画会のはじめに実施	聞き取り情報の共有 いじめ事案の指導方針決定と共通理解 いじめ事案への対応に関する進行管理と共通理解 指導方針の決定・修正 来年度への引継ぎ	

* 重大案件発生時は、緊急生徒指導対策委員会を開く。